

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 シチズンホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 戸倉 敏夫  
(コード番号 7762 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 経営企画部担当 梶田 茂  
(TEL. 042-468-4934)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日に開催予定の第130期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第35条第2項の一部に所要の変更を加えるものであります。

なお、定款第27条第2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u> 、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月25日（木）
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月25日（木）

以 上